

令和2年度 第4回柿崎区地域協議会次第

日時：令和2年7月21日（火）午後6時

場所：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) (仮称) 頸北の池沼群 自然環境保全地域の指定検討について・・・資料1

3 会長あいさつ

4 会議録署名委員の指名

5 協議事項

(1) 令和2年度柿崎区地域活動支援事業（追加募集分）について・・・資料2 資料3
（プレゼンテーション、審査及び採択決定）

(2) 地域の課題についての意見交換

6 その他

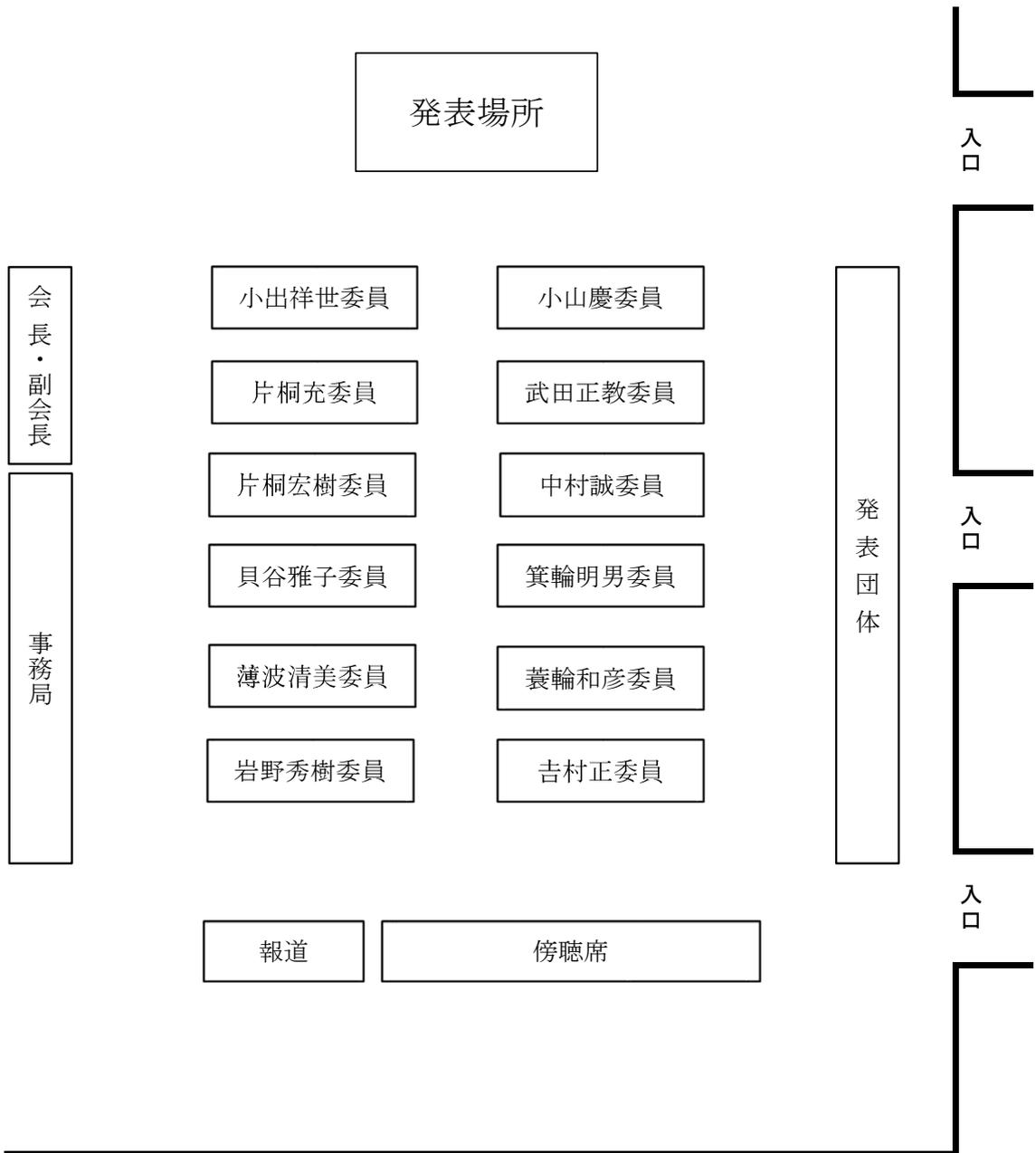
第5回柿崎区地域協議会の開催について

日 時：令和2年8月18日（火）午後6時～

会 場：柿崎コミュニティプラザ 305～307 会議室

7 閉 会

第4回 柿崎区地域協議会座席表



(仮称) 頸北の池沼群 自然環境保全地域の指定検討について

1 指定の目的と経過

- ・市は、絶滅のおそれのある野生動植物とそれらが分布する主要な地域を重要な地域として選定し、「上越市レッドデータブック」としてとりまとめ、平成 23 年度に発行しました。
- ・自然環境保全地域は、この重要な地域の中から、希少な野生動植物が生息生育しているなど良好な自然環境が残されている地域を健全な状態で保全し、将来の世代に継承することを目的に指定しています。
- ・平成 29 年度までに、下記の 6 か所を指定しています。

【これまでの指定地域】

凡例：○…該当、△…要素を含む

No.	地域名	地域	指定時期	自然の特徴						
				海	山林	里山	水源	川	池沼	
1	柿崎海岸 自然環境保全地域	柿崎区	H22.3	○						
2	二貫寺の森 自然環境保全地域	諏訪区、保倉区	H23.3			○		△		
3	くわどり市民の森 自然環境保全地域	谷浜・桑取区	H26.3		○		○	△		
4	五智公園 自然環境保全地域	直江津区	H26.3			○				
5	光ヶ原みずばしょうの森・わさび田の森 自然環境保全地域	板倉区	H28.3		○		○			
6	よしだの谷内 自然環境保全地域	三和区	H30.3							○

2 指定候補地の選定等

区分	池沼名	候補	理由
頸北の池沼群	坂田池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。
	長峰池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。
	朝日池 鶉の池	○	・希少な水生植物や水生昆虫が多数生息・生育している。 ・マガンやマガモ、ヒシクイなどの国内屈指の飛来地となっている。 ・環境省が「日本の重要湿地 500」に指定している。
	天ヶ池 蜘蛛ヶ池	—	・希少な水生植物や水生昆虫が生息・生育している。 *蜘蛛ヶ池では、現在は確認されていないものの、過去にはオニバスが生育していた。他の植物等も含め、今後、生物相に変化が見られるなど状況に変化が生じた場合は、追加指定を検討する。
	中谷内池 御手洗池	—	・標準的な人工ため池であり、生物相は比較的単純である。

3 指定範囲の考え方

- ・希少な野生動植物の生息域となっている水面及び湿地帯を基本とする。
- ・冬鳥の越冬などに必要となる周辺林野は範囲とするが、県立大瀉水と森公園の区域は除く。

※範囲の詳細は、地域の皆さんの意見をお聞きしながら、検討します。

4 指定により期待される効果

(1) 開発行為等の抑制

- ・指定区域内における「水面部の埋め立て」「林野の伐採」などの行為は規制（許可申請が必要）されます。但し、日常的な管理行為等（農業用水としての池の水の利用、維持管理上の木竹の伐採等）、指定区域の自然環境に有意な行為（ごみ拾い、陸地化の進行抑制のための作業等）は、規制の対象外となります。

(2) 市民等の認識向上

- ・市広報紙やホームページへの掲載、周知看板の設置、環境講座の実施等により、より多くの市民等から豊かな自然環境の存在を知っていただくとともに、一層の環境保全意識の醸成を図ることができます。
- ・市自然環境調査・監視員が巡回（不定期）し、異常の有無の確認等を行います。

(3) 保全活動の支援と推進

- ・指定区域内において地域団体が行う保全活動を認定し、市民等に広く周知します。
- ・地域団体が行う保全活動に対し、有識者による助言などの支援を行います。

5 今後のスケジュール

- 令和2年7月～
- ・地元町内会（地権者）、関係機関（土地改良区、県立公園）等への説明
 - ・市自然環境保全推進委員会への説明
 - ・地域協議会への説明
 - ・指定案の縦覧
 - ・指定決定（告示）

(仮称)頸北の湖沼群 自然環境保全地域指定候補地 位置図

□で囲った4つの池が、指定候補地



柿崎区地域活動支援事業（追加募集分）プレゼンテーション実施要領

1 趣旨

各団体から提出された地域活動支援事業提案書について、地域協議会が行う審査の参考とするため、事業内容に関するプレゼンテーションを実施するもの。

2 内容

- (1) 各事業の持ち時間を 10 分以内とする。（団体の説明時間を 6 分以内、質疑応答の時間を 4 分以内とする。）
- (2) プレゼンテーションの参加人数は、各事業 5 人以内とする。

発表順	時間（予定）	団体名	事業名
	18：15～	説明等	
1	18：20～	手しごと・手づくり柿崎・上越作品展実行委員会	第3回手しごと・手づくり柿崎・上越作品展
2	18：30～	柿崎商工会青年部	Happiness（ハピネス）イルミネーション～柿崎の皆さんに幸福と幸せと喜びを～
3	18：40～	柿崎観光協会	坂田池園地桜植替え事業
4	18：50～	柿吉 JVC	ジュニアバレーボール活性化事業
5	19：00～	柿崎恵方巻実行委員会	柿崎キャラクターズ誕生とユーチューブでの紙芝居動画配信事業

令和 2 年度 柿崎区における地域活動支援事業採択方針

(優先して採択する事業)

第 1 条 柿崎区の地域資源を生かし活力ある魅力的なまちづくりを推進するため、団体等の自主的、主体的な取組のうち、次に掲げるものを優先的に採択する。

- (1) 地域の歴史、文化や伝統の保存、活用に資するもの
- (2) 子どもたちの健全育成に資するもの
- (3) スポーツや体力づくりをとおして住民の健康増進に資するもの
- (4) 特産品の開発等により地域産業の活性化に資するもの
- (5) 観光資源の活用により知名度向上や交流人口の増加に資するもの
- (6) まちづくりを担う人材育成に資するもの
- (7) 地域の環境美化に資するもの
- (8) 姉妹都市を含む他の地域との交流・連携を推進するもの
- (9) 安全・安心な地域づくりに資するもの

(事業の採択等)

第 2 条 事業は、優先して採択する事業のうち共通審査基準の評点の高いものから順に採択する。なお、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、その他の事業について同様に採択することができる。

- 2 共通審査基準の評点が、柿崎区地域協議会が別に定める基準に満たない事業は、採択しないことができる。
- 3 共通審査基準の加点は、行わない。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、補助対象経費に次の各号に掲げる率を乗じて得た額（当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、100 万円を限度とする。

- (1) 従前の補助採択の回数（事業の主たる部分が類似する事業も含む。以下同じ。）が 1 のもの 10 分の 9
 - (2) 従前の補助採択の回数が 2 以上のもの 10 分の 8
 - (3) 前 2 号以外のもの 10 分の 10
- 2 地域協議会が必要と認めるときは、補助金の額を減額することができる。

(追加募集の有無)

第 4 条 採択の結果、地域活動支援事業の配分額に残余が生じたときは、地域協議会で追加募集の有無を決定する。ただし、追加募集は 1 回とする。

令和2年度 柿崎区地域協議会が採択事業の審査に当たり定める事項

(委員の除斥)

第1 地域協議会委員が役員(会長、副会長)を務める団体が提案した事業については、そのプレゼンテーション及び審査に参加することができない。

(事業の採択基準)

第2 採択方針第2条第2項に規定する柿崎区地域協議会が別に定める基準は、共通審査基準の評点が、15点以上とする。

(共通審査基準の評価等)

第3 事業の内容が、従前の事業と同様の内容であるもの又は財源の振替や確保を図るものとみなされる場合は、共通審査基準の発展性の評価を3点以下とする。

(プレゼンテーションの実施)

第4 提案者に提案内容のプレゼンテーションを求めるものとする。ただし、継続事業に関しては、委員からの要請又は団体から希望があった場合のみ、プレゼンテーションを行う。

- (1) 1事業当たりの持ち時間は10分以内とし、説明時間を6分以内とする。
- (2) プレゼンテーションの参加人数は、1団体につき5人以内とする。

(審査方法)

第5 審査は、提案者によるプレゼンテーション、地域協議会委員による意見交換、委員個人による審査及び全体審査とする。

- (1) 基本審査及び地域自治区の採択方針の審査は、委員が協議の上、決定する。なお、「適合しない」と判断した場合、その理由を付して、提案団体へ通知する。
- (2) 共通審査基準は、各審査項目とも1点から5点の範囲で採点を行う。

(提案変更が提出された場合の取り扱い)

第6 事業の採択決定後、補助金交付申請書提出前に、団体から提案変更があった場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 提案者は、地域協議会に変更内容の説明を行い、委員が協議の上、変更承認の可否を決定する。
- (2) (1)においては、団体の役員(会長、副会長)である委員は除斥とする。

(成果報告)

第7 年度末までに事業実施者から事業の成果報告を求めるものとする

令和2年度 地域活動支援事業 審査結果集計表

	提案回数	事業名	団体名	採択方針との合致	①公益性	②必要性	③実現性	④参加性	⑤発展性	共通審査基準の評点	事業費	補助対象経費 ㉞	補助率 ㉟	補助上限額 ㊱(㉞×㉟)	補助希望額 ㊲	決定額
					の平均点	の平均点	の平均点	の平均点	の平均点	点						
					小数点第4位を四捨五入					小数点第4位を四捨五入						
1	新規	坂田池園地桜植替え事業	柿崎観光協会	15/15	4.500	4.500	4.500	4.083	4.250	21.833	902,000	902,000	1.0	902,000	891,000	891,000
2	新規	Happiness (ハピネス) イルミネーション～柿崎の皆さんに幸福と幸せと喜びを～	柿崎商工会青年部	15/15	4.417	3.917	4.333	4.167	4.083	20.917	1,003,319	1,003,319	1.0	1,000,000	1,000,000	1,000,000
3	新規	第3回手しごと・手づくり柿崎・上越作品展	手しごと・手づくり柿崎・上越作品展実行委員会	16/16	4.154	4.000	4.462	4.000	4.154	20.769	178,000	178,000	1.0	178,000	100,000	100,000
4	新規	ジュニアバレーボール活性化事業	柿吉JVC	16/16	3.615	3.462	3.923	3.538	3.846	18.385	393,020	393,020	1.0	393,000	393,000	61,000
5	新規	柿崎キャラクターズ誕生とYouTubeでの紙芝居動画配信事業	柿崎恵方巻実行委員会	16/16	3.538	3.308	3.769	3.462	3.538	17.615	403,250	403,250	1.0	403,000	395,000	-
合 計											2,879,589	2,879,589		2,876,000	2,779,000	2,052,000